

# 相模原市新型インフルエンザ等対策行動計画

相 模 原 市

## 目 次

1 総論(はじめに) .....	1
(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 .....	1
(2) 取組の経緯 .....	1
(3) 行動計画の作成 .....	2
2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 .....	4
(1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 .....	4
(2) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 .....	5
(3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 .....	8
(4) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について .....	9
(5) 対策推進のための役割分担 .....	11
(6) 市行動計画の主要6項目 .....	14
ア 実施体制 .....	14
イ サーベイランス・情報収集 .....	19
ウ 情報提供・共有 .....	19
エ 予防・まん延防止 .....	22
オ 医療 .....	29
カ 市民生活及び経済の安定の確保 .....	32
(7) 行動計画実施上の留意点 .....	32
(8) 発生段階 .....	32
3 各段階における対策 .....	36
(1) 未発生期 .....	36
ア 実施体制 .....	36
イ サーベイランス・情報収集 .....	38
ウ 情報提供・共有 .....	38
エ 予防・まん延防止 .....	39
オ 医療 .....	41

カ	市民生活及び経済の安定の確保	44
( 2 )	海外発生期	45
ア	実施体制	45
イ	サーベイランス・情報収集	46
ウ	情報提供・共有	47
エ	予防・まん延防止	48
オ	医療	49
カ	市民生活及び経済の安定の確保	50
( 3 )	県・市内未発生期	52
ア	実施体制	52
イ	サーベイランス・情報収集	54
ウ	情報提供・共有	55
エ	予防・まん延防止	55
オ	医療	58
カ	市民生活及び経済の安定の確保	60
( 4 )	県・市内発生早期	64
ア	実施体制	64
イ	サーベイランス・情報収集	65
ウ	情報提供・共有	66
エ	予防・まん延防止	67
オ	医療	69
カ	市民生活及び経済の安定の確保	71
( 5 )	県・市内感染期	73
ア	実施体制	74
イ	サーベイランス・情報収集	75
ウ	情報提供・共有	75
エ	予防・まん延防止	76

オ	医療	78
カ	市民生活及び経済の安定の確保	80
(6)	小康期	84
ア	実施体制	84
イ	サーベイランス・情報収集	85
ウ	情報提供・共有	86
エ	予防・まん延防止	86
オ	医療	87
カ	市民生活及び経済の安定の確保	87
別添	国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	89
参考	1 用語解説	92
	2 神奈川県内の感染症指定医療機関	97
	3 県・保健所設置市・保健福祉事務所等	98

## 1 総論(はじめに)

### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関<sup>1</sup>、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### (2) 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年(2005年)に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画<sup>2</sup>」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「行動計画」という。)を作成して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年(2008年)の「感染症の予防及び感

<sup>1</sup> 指定公共機関とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第3条で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人をいう。指定地方公共機関とは、特措法第2条第7号の規定に基づき公共的機関及び公益的事業を営む法人で知事の指定する者をいう。

<sup>2</sup> “WHO Global Influenza Preparedness Plan” 平成17年(2005年)WHOガイダンス文書

染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成20年法律第30号)」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年(2009年)2月に行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人<sup>3</sup>であり、死亡率は0.16(人口10万対)<sup>4</sup>と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等<sup>5</sup>が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実現性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成24年(2012年)5月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として特措法が制定されるに至った。

### (3) 行動計画の作成

本市においては、新型インフルエンザに係る対策について、平成18年度に「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」を作成して以来、これまでの神奈川県(以下「県」という。)の行動計画の改定を踏まえ、平成25年(2013年)3月には4回目となる改定を行ってきた。

このたび、政府は、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を平成25年(2013年)6月7日に作成した。

<sup>3</sup> 平成22年(2010年)9月末の時点でのもの

<sup>4</sup> 各国の人口10万対死亡率 日本：0.16、米国：3.96、カナダ：1.32、豪州：0.93、英国：0.76、フランス：0.51 ただし各国の死亡数に関してはそれぞれ定義が異なり、一義的に比較対象とならないことに留意が必要(厚生労働省資料による。)

<sup>5</sup> 新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の検証結果は、平成22年(2010年)6月、厚生労働省新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書として取りまとめられた。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本市は、特措法第8条の規定により、「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）に基づき、「相模原市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成する。

市行動計画は、相模原市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、本市が実施する措置等を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ<sup>6</sup>」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、市行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、適時適切に市行動計画の改定を行う。

---

<sup>6</sup> 感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含むものとする。

## 2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### (1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、そして県及び市内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

目的 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

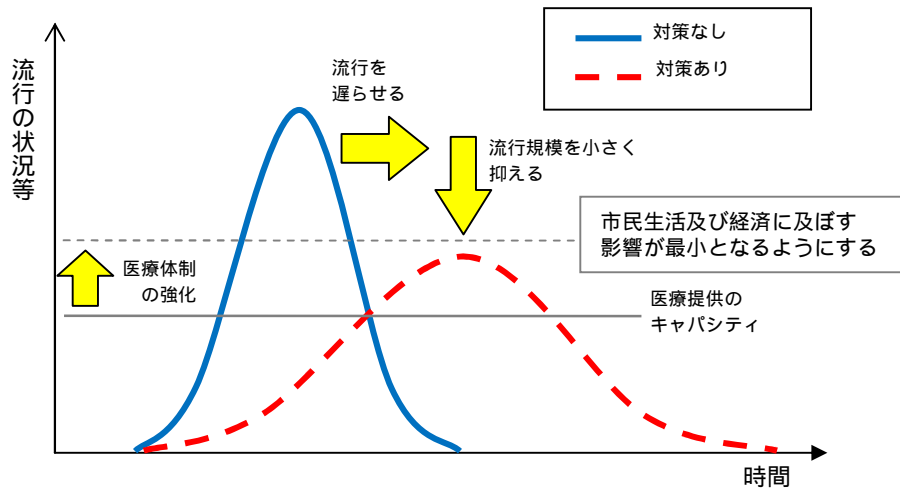
- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

目的 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 市内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成及び実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



対策の効果概念図



## (2) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、科学的知見等を視野に入れながら、本市の地理的条件、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指す。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。(具体的な個々の対策については、「3 各段階における対策」に記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び経済に与える影響等を総合的に勘

案し、行動計画等で記載するもののうちから実施すべき対策を選択し、決定する。

ア 発生前の段階では、国による水際対策<sup>7</sup>の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄やワクチンの研究・開発と供給体制の整備に加え、県による抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や市内の医療体制の整備、市民に対する啓発や県、市、事業者等による事業継続計画等の作成など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。

イ 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定する。海外で発生している段階で、国内において万全の態勢を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を生かし、国による検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

ウ 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

エ なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行う。

オ 国内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態の発生が想定される。従って、あらかじめ決めておいたと

---

<sup>7</sup> 水際対策は、あくまでも国内発生をできるだけ遅らせる効果を期待して行われるものであり、ウイルスの侵入を完全に防ぐための対策ではない。

おりに進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくこととする。

カ 事態によっては、地域の実情等に応じて、県等と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼び掛けることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS<sup>8</sup>のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

---

<sup>8</sup> 平成15年(2003年)4月3日、SARS(重症急性呼吸器症候群)は感染症法上の新感染症として位置付けられた。同年7月14日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置付け。同年10月10日、SARSの一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律が成立し、同法において、感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置付けられた。なお、現在は二類感染症として位置付けられている。

### (3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に十分留意する。

#### ア 基本的人権の尊重

国、県、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等(特措法第31条)、不要不急の外出の自粛等の要請、学校・興業場等の使用等制限等の要請等(特措法第45条)、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用(特措法第49条)、緊急物資の運送等(特措法第54条)、特定物資の売渡しの要請(特措法第55条)等の実施に当たっては、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとする(特措法第5条)。具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### イ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるといえるものではないことに十分留意する。

#### ウ 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部(特措法第15条)、県対策本部(特措法第22条)、市対策本部(特措法第34条)は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

県対策本部長から政府対策本部長に対して、又は、市対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、各本部長はその趣旨を尊重し、速やかに所要の総合調整を行う。

#### エ 記録の作成・保存

市対策本部長は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

### (4) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

#### ア 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫<sup>まつ</sup>感染、接触感染が主な感染経路と推測される<sup>9</sup>など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の作成に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国は、政府行動計画を作成するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患<sup>り</sup>するとし、致命率については、

<sup>9</sup> WHO “Pandemic Influenza Preparedness and Response” 平成21年(2009年)WHO ガイダンス文書

アジアインフルエンザ並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。国が推計した流行規模を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次の表のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考とする。

< 相模原市内の新型インフルエンザ患者数の試算 >

	相模原市		神奈川県		全国	
医療機関を受診する患者数	約7万2千人~約13万9千人		約9.2万人~約17.7万人		約1,300万人~約2,500万人 <sup>10</sup>	
入院患者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	~約3千人	約1万1千人	~約3万7千人	~約14万1千人	~約5.3万人	~約20.0万人
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	~約1千人	~約4千人	~約1万2千人	~約4万5千人	~約1.7万人	~約6.4万人

1 神奈川県年齢別人口統計調査(H22.1.1現在)データにより試算。

入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考にアジアインフルエンザ等での致命率を0.53%(中等度)、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%(重度)として、国の行動計画の被害想定を参考に想定した。

- この推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。
- この推計による被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないため、国においては引き続き最新の科学的知見の収集に努めるとともに、必要に応じて見直しを行うとしていることから、その動向に十分留意する。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。従って、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。なお、今までの知見に基づき飛沫<sup>まつ</sup>感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く。

<sup>10</sup> 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて、医療機関受診患者数は、約1,300万人~約2,500万人と推計。

## イ 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- (ア) 国民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次罹患する。
- (イ) 罹患患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- (ウ) ピーク時(約2週間)<sup>11</sup>に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度<sup>12</sup>と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## (5) 対策推進のための役割分担

### ア 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する(特措法第3条第1項)。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める(特措法第3条第2項)とともに、世界保健機関(WHO)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める(特措法第3条第3項)。

---

<sup>11</sup> アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約2週間と設定されている。National Strategy for pandemic influenza(Homeland Security Council, May 2006)The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector(The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector(Public Health Agency of Canada, Dec 2006)

<sup>12</sup> 平成21年(2009年)に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)のピークに医療機関を受診した者は国民の約1%(推定)

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

#### イ 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に關し的確な判断と対応を行う。

県は、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

#### ウ 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、本市は保健所設置市であることから感染症法において地域医療体制の確保やまん延防止に関して、県に準じた役割を果たすことが求められる。このことから、県と、地域医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図る。

#### エ 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、



新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の作成及び地域における医療連携体制の整備を進める。

また、医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して、発生状況に応じた、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を図るなど医療の継続に努める。

#### オ 指定(地方)公共機関

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### カ 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても、最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。このことから、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める(特措法第4条第3項)。

#### キ 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底に努める(特措法第4条第1項・第2項)。

## ク 個人

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報やとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用<sup>13</sup>・咳エチケット・手洗い・うがい<sup>14</sup>等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策の実施に努める(特措法第4条第1項)。

### (6) 市行動計画の主要6項目

県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための基本的な方針について、「ア 実施体制」、「イ サーベイランス・情報収集」、「ウ 情報提供・共有」、「エ 予防・まん延防止<sup>15</sup>」、「オ 医療」、「カ 県民生活・県民経済の安定」の6項目に分けて立案している。本市においてもこれを踏まえ、主要6項目として以下に示す。なお、主要6項目の対策については、発生段階ごとに記述する。

#### ア 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、本市としては、公衆衛生部門と危機管理部門が中心となり、全庁一丸となった取組を行う。

<sup>13</sup> 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

<sup>14</sup> うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

<sup>15</sup> まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性(不顕性感染の存在、感染力等)から感染の拡大を完全に防ぎとどめることは不可能であるが、流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピークの患者数等を小さくすることである。

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、「相模原市新型インフルエンザ等対策推進会議」を常設会議として設置し、関係局等が連携・協力して新型インフルエンザ等の感染拡大を予防するために必要な対策を総合的に推進するための方策を具体的に検討していく。

新型インフルエンザ等が発生し、政府によって新型インフルエンザ等緊急事態宣言<sup>16</sup>(政府対策本部長が、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認め、特措法に基づき発令)がされた場合は、市長を本部長とする「相模原市新型インフルエンザ等対策本部」を直ちに設置(特措法第34条第1項)し、市内における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図る。また、神奈川県が緊急事態措置を実施すべき区域として指定された場合には、県・市は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、必要な措置を講ずる。

なお、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められることから、市は、市行動計画の作成及び発生時等に際し、医学・公衆衛生の関係者等から専門的意見を聴くこととする。以上を踏まえ、本市の実施体制を次のとおり定める。

#### (ア) 相模原市新型インフルエンザ等対策本部

特措法(緊急事態宣言の発令)に基づく設置はもとより、新型インフルエンザ等が海外で発生した段階(海外発生期)においても、「相模原市新型インフルエンザ等対策本部」(以下「市対策本部」という。)を設置(海外発生期の段階では任意設置)し、新型インフルエンザ等に係る対処方針等を決定し、実施する。

- ・ 本部長 市長
- ・ 副本部長 副市長、教育長
- ・ 本部員 危機管理監、各局・区長、福祉部長、保健所長

<sup>16</sup> 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示することとなる。なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を超えない範囲において別途、個別に決定される。

- ・事務局 危機管理課

(イ) 相模原市新型インフルエンザ等対策推進会議

新型インフルエンザ等の発生に備え、各局が連携、協力して必要な対策を総合的に推進するため、危機管理監を議長とする「相模原市新型インフルエンザ等対策推進会議」(以下「市対策推進会議」という。)を常設する。

- ・議長 危機管理監
- ・構成員 各局・区長、福祉部長、保健所長、関係課長
- ・事務局 危機管理課、地域保健課

(ウ) 相模原市新型インフルエンザ等対策関係課長会議

新型インフルエンザ等の未発生期の段階から定期に情報共有・現状把握等を行う。また、海外発生期以降については効果的な対応策を実行するため、「相模原市新型インフルエンザ等対策関係課長会議」(以下「市対策関係課長会議」という。)を常設する。なお、構成員については、地域保健課長、疾病対策課長、危機管理課長、緊急対策課長、地域医療課長などを中心としつつ、事案の内容に応じて関係課長等を招集することとする。

(エ) 相模原市新型インフルエンザ等医療対策会議

新型インフルエンザ等対策における医療体制の検討及び医療面の課題を審議するとともに、新型インフルエンザ等発生時の医療体制に関して中心的役割を担う組織として、市医師会等の関係機関の代表者や感染症に関する知識・経験を有する有識者で構成される「相模原市新型インフルエンザ等医療対策会議」(以下「市医療対策会議」という。)を常設する。

- ・座長 医師会等医療関係者
- ・構成員 医師会等医療関係者、感染症有識者等
- ・事務局 地域保健課、疾病対策課、危機管理課、地域医療課

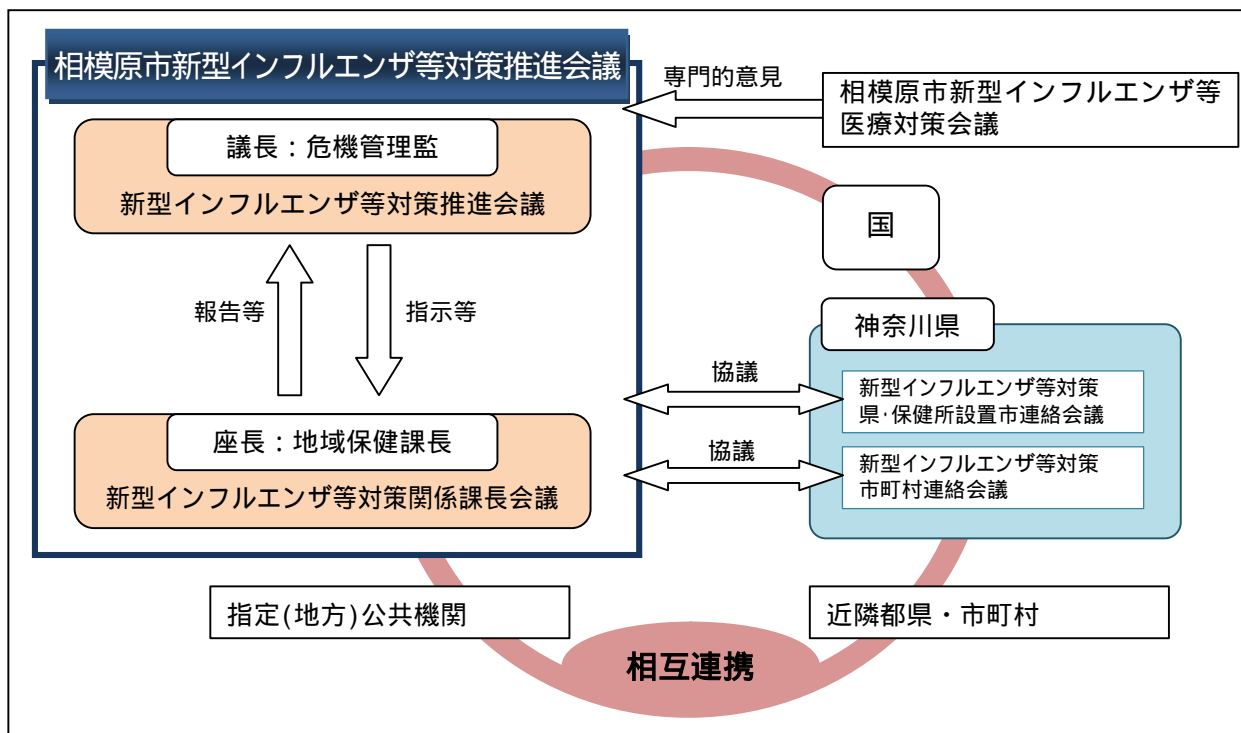
(オ) 留意事項

新型インフルエンザ等の発生状況や、国内、県及び市内での患者の発生状況に応じて、本市における総合的な新型インフルエンザ等対策を関係局等が連携、協力して講ずるため、全庁的な推進体制を整備することが非常に重要である。

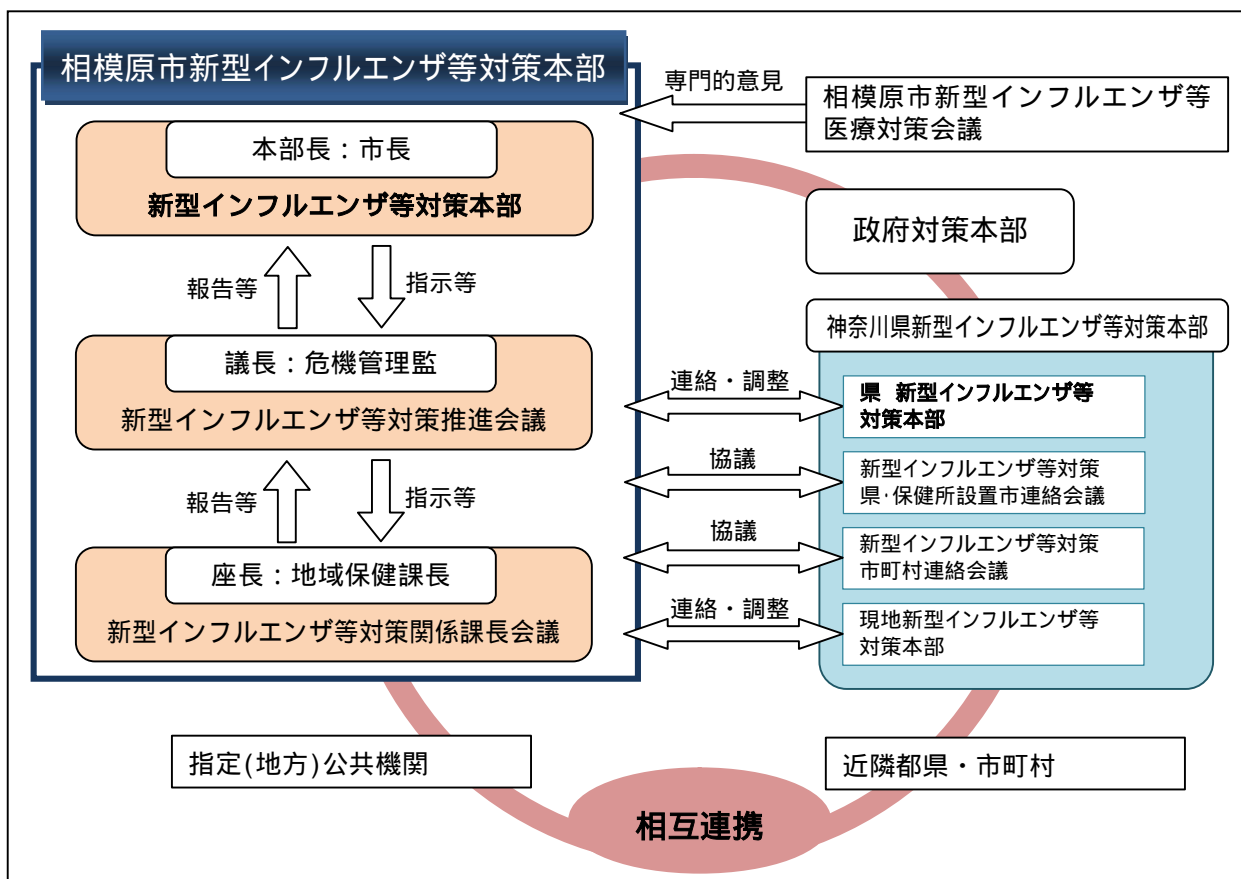
また、内閣官房、国立感染症研究所、横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所支所、県及び県現地新型インフルエンザ等対策本部、県内保健所設置市、近隣の都県市町村、医療機関等との情報共有及び協力体制を構築し、強力な連携を図る。

また、県との協働により在日米軍と定期的に情報交換を行うなど連携を図る。

未発生期の実施体制図



海外発生期以後の実施体制図



## イ サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランス(感染症の発生動向調査)により、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、市内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国や県と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、市内のサーベイランス体制を構築する。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

市内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

また、サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市内における医療体制等の確保に活用するとともに、市内で流行する病原体の性状(インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等)に関する情報及び死亡者を含む重症者の状況に関する情報については、医療機関における診療に役立てる。

## ウ 情報提供・共有

### (ア) 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要であるため、対策の全ての段階・分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

特にコミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけで

なく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに十分留意する。

(イ) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることから、外国人など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットだけでなく多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(ウ) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通じ、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。

特に、児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉局、教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

(エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有

a 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

また、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行うとともに、市民からのコールセンター等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、再度の情報提供に反映する。



市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である<sup>17</sup>。特に提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることとする。なお、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることから、市は、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

また、媒体の活用に加え、市から直接的に市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス(SNS)等の活用や自治会など地域と連携した体制を推進する。

さらに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

#### b 市民の情報収集の利便性向上

市は、市民の情報収集の利便性向上のため、国、県、指定(地方)公共機関の情報等を、必要に応じて、集約し総覧できるホームページを開設する。

#### (オ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、コミュニケーション担当者が適時適切に情報を共有する。

このため、本市における広報担当(スポークスパーソン)を設置し、情報提供の一元化を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行状況に応じて、発生状況・市等の対応状況について、定期的に情報提供を行う。

広報担当(スポークスパーソン)は、健康福祉局保健所長とする。ただし、状況等から市対策本部長の発言が必要な場合においては、市長を広報担当(スポークス

<sup>17</sup> マスメディアについては、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行う。

パーソン)とする。

また、聴覚障がい者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障がい者に対する音声や点字による伝達など、障がい者に配慮した情報提供を行う。

併せて、本市には、約1万人の外国籍市民が在住しており、加えて、新型インフルエンザ等の発生国から観光客等が来訪する可能性もあるため、新型インフルエンザ等に関する正確な情報を積極的かつ可能な限りやさしい日本語及び多言語による提供に努める。

## エ 予防・まん延防止

### (ア) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることにより体制の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを主な目的とする。

また、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

### (イ) 主なまん延防止対策

個人における対策については、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)など感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県において、不要不急の外出自粛要請(特

措法第45条第1項)が行われることから、市においては、県の要請に基づき必要な協力を行う。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県において、施設の使用制限の要請等(特措法第45条第2項及び第3項)が行われることから、市においては県の要請に基づき、必要な協力を行う。

そのほか、海外で発生した際には、国がその状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置(審査の厳格化、発給の停止)、港湾管理者の協力のもと外国からの船舶入港情報の収集、入国者の検疫強化の協力のもと外国からの船舶入港情報の収集、入国者の検疫強化(隔離・停留等)、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛等の要請等の水際対策が国において行われることから、市においては、国及び県の要請に基づき必要な協力を行う。

また、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、市内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。

## (ウ) 予防接種

### a ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があるが、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフ

ルエンザに限って記載する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進することから、市としては、国の動向に十分留意する。

## b 特定接種

### (a) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上の高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち、「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定(地方)公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務が定められる。具体的には、指定(地方)公共機関に指定されている事業者、これと同類の事

業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当するとされている。

また、この指定(地方)公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

特に、特定接種を実施するに当たっては、国において、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、医療関係者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、指定(地方)公共機関制度を中心とした基準に基づく事業者(介護・福祉事業者を含む。)、それ以外の事業者の順とすることを基本としている。この基本的考え方を踏まえ、特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等については新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況に応じて柔軟に決定され、県・市に周知される。

また、特定接種は、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

市は、政府行動計画で示された「特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員」の考え方を踏まえて、新型インフルエンザ等対策の職務に該当する者について整理する等、発生時に速やかに特定接種を実施できるよう、あらかじめ接種対象者、接種順位等を検討しておく。

#### (b) 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することから、市は接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を検討しておく。

なお、登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として実施す

る。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

### c 住民接種

#### (a) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、政府行動計画等に基づき、次の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。特に、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、接種順位を政府対策本部が決定する。

#### 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者<sup>18</sup>
- ・妊婦

小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)

成人・若年者

高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

<sup>18</sup> 基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時にとりまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による症状等を踏まえ、発生時に基準を示す。

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方を基本とするが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条第2項)と、国の将来を守ることに重点を置いた考え方を併せた方向性も考えられることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ、政府対策本部が決定し、県・市に周知される。

#### A 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人、若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者 > 成人・若年者 > 小児 > 高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

医学的ハイリスク者    成人・若年者    小児    高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者 > 高齢者 > 小児 > 成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

医学的ハイリスク者    高齢者    小児    成人・若年者

- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者 > 小児 > 高齢者 > 成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

医学的ハイリスク者    小児    高齢者    成人・若年者

#### B 国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者 > 小児 > 成人・若年者 > 高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

小児    医学的ハイリスク者    成人・若年者    高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者 > 高齢者 > 小児 > 成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

小児      医学的ハイリスク者      高齢者      成人・若年者

C 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(成人・若年者 > 高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

医学的ハイリスク者      小児      成人・若年者      高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(高齢者 > 成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

医学的ハイリスク者      小児      高齢者      成人・若年者

(b) 住民接種の接種体制

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、市は接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

d 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定されることから、国の動向に十分留意する。

e 医療関係者に対する要請

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示(以下「要請等」という。)を行う(特措法第31条第2項及び第3項並びに第46条第6項)。



## オ 医療

### (ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、併せて市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるといふ目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、市内の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画する。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる指定(地方)公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援について十分な検討や情報収集を行う。

### (イ) 発生前における医療体制の整備

市は、市医師会・市病院協会・市薬剤師会・市内の中核的医療機関等の関係者からなる市医療対策会議と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

あらかじめ帰国者・接触者外来(発生国からの帰国者や、患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来)を設置する医療機関等のリストを作成し、その設置の準備を行うとともに、帰国者・接触者相談センター(発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター)の設置の準備を進める。

### (ウ) 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の県・市内での発生の早期には、医療の提供は、患者治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患

者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、感染症病床等の利用計画を事前に作成する。

また、国内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

発生源からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、海外での新型インフルエンザ等の発生から県・市内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは帰国者・接触者外来を設置して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。

このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、市は、帰国者・接触者相談センターを設置しその周知を図るとともに、帰国者・接触者外来等の医療体制については、一般的な広報によるほか、帰国者・接触者相談センターから情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が診られるようになった場合には、帰国者・接触者外来を指定しての医療体制から一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に移行する。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、事前にその活用計画を作成するとともに、在宅療養の支援体制を整備する。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等と

の迅速な情報共有が必須であり、国、県、市を通じた連携だけでなく、市医師会などの関係機関とのネットワークの活用が重要である。このことから、適時適切に市医療対策会議を開催し、医療現場における課題等について把握・検討する。

#### (エ) 医療関係者に対する要請等、補償

県知事は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請等を行うことができる(特措法第31条)。

また、県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する(特措法第62条第2項)とともに、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする(特措法第63条)。

#### (オ) 抗インフルエンザウイルス薬等

国においては、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、引き続き、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案し、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄することとしている。また、県においても、国の方針に基づき、計画的かつ安定的に備蓄することとしていることから、その動向に十分留意する。

インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルイン塩酸(商品名：タミフル)に耐性を示す場合もあることから、国は、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討するとしている。また、県においても、国の方針に基づき、備蓄薬の構成割合を検討することから、その動向に十分留意する。

また、県は、新型インフルエンザ等が県内にまん延した場合、通常の流通ルートで入手困難になることが予想される段階で、流通業者との事前の取決めに基づき、備蓄薬の放出を行うとともに、国が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬

についても、適切な時期に放出要請を行うなど、必要な対応を図る(特措法第10条及び第51条)とされていることから、その動向に十分留意する。

#### カ 市民生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間続くと言われて<sup>り</sup>いる。また、本人や家族の罹患等により、国民生活及び国民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、本市においても、新型インフルエンザ等発生時において、市民生活及び経済への影響が最小限となるよう、国、県、医療機関、指定(地方)公共機関及び登録事業者と連携しつつ、特措法に基づき、事前に十分準備を行う。併せて、一般の事業者においても業務継続計画の作成など事前の準備を行うことが重要である。

### (7) 行動計画実施上の留意点

#### ア 計画の見直し

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能であるため、現在までに得られた最新の知見を基に、国や九都県市、他の保健所設置市、市町村及び関係機関等が連携し、随時適切に行動計画を見直す。

#### イ 訓練の実施

行動計画を実効性あるものとするには、県、関係機関との円滑な情報の提供・収集体制の構築や、医療提供について計画で規定する事項を実際に確認する必要があるため、関係機関と連携した訓練を実施し、訓練の結果を行動計画に反映させる(特措法第12条)。

### (8) 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定が迅速に行えるよう、あらかじめ

発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。また、国における発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

しかしながら、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、都道府県レベルでの医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、本市では県に準じ発生段階を6つに分類し、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施する。また、各段階の移行については、県と協議の上で市対策本部で判断する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がなされた場合には、県・市内未発生期であっても、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な要請をすることなど、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

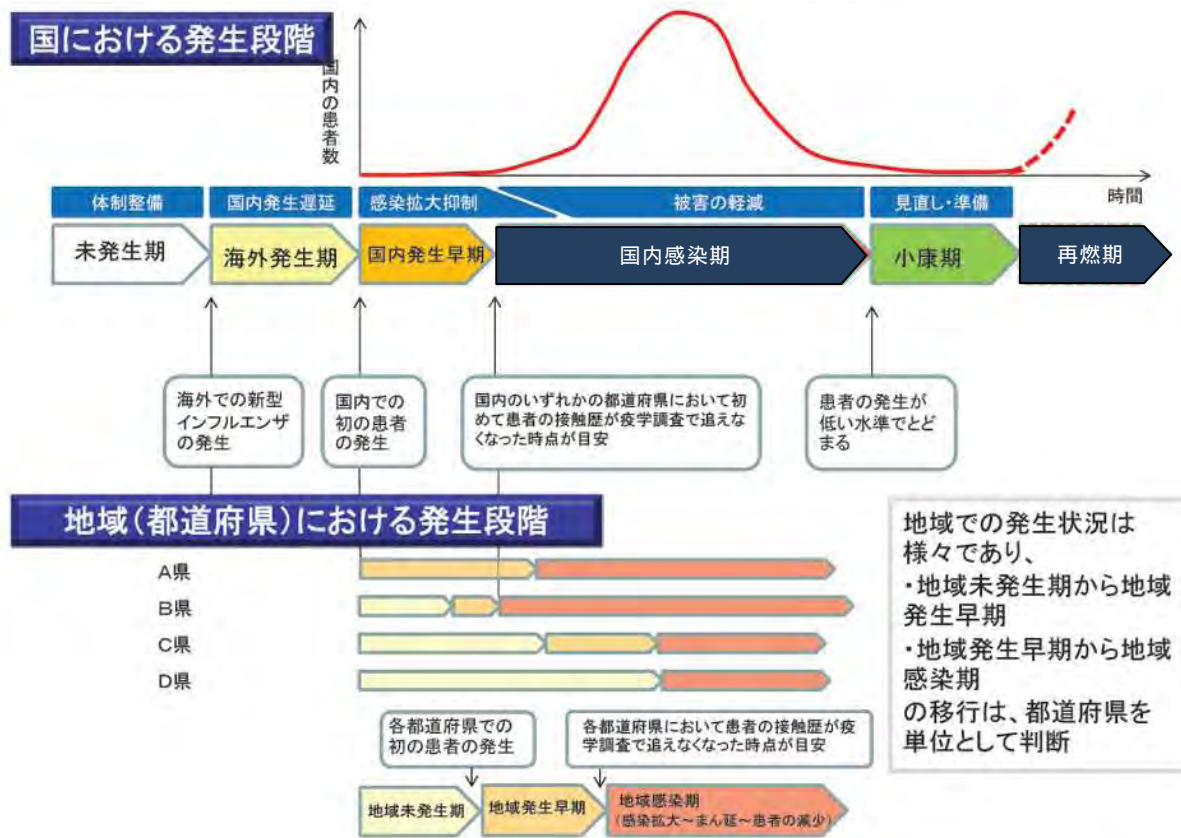
## &lt; 市行動計画と政府行動計画における発生段階の対応表 &gt;

市行動計画の発生段階	政府行動計画の発生段階
未発生期	
海外発生期	
県・市内未発生期	国内発生早期
県・市内発生早期	
県・市内感染期	国内感染期
小康期	

## &lt; 発生段階(概要) &gt;

市行動計画の発生段階	県・市内の状態	国の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
県・市内未発生期	本県及び市内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、本県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態	<b>国内発生早期</b> 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県・市内発生早期	本県又は市内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態	<b>国内感染期</b> 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
県・市内感染期	本県又は市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 感染拡大～まん延～患者の減少	
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

< 国及び地域(都道府県)における発生段階 >



### 3 各段階における対策

ここでは、基本的な方針に基づき、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を定めることとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、また、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

#### (1) 未発生期

##### 【状態】

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

##### 【目的】

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・ 国及び県との連携のもと発生の早期確認に努める。

対策の考え方：

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### ア 実施体制

##### (ア) 業務継続計画の作成

- a 本行動計画に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた業務継続計画の作成を行い、必要に応じて見直していく。

(健康福祉局、危機管理局、関係局)

- b 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対策を講ずるため、県が県内市町



村・指定(地方)公共機関に対して示す市町村の行動計画等を作成する際の基準となるべき事項について、十分留意する。(健康福祉局、危機管理局、関係局)

(イ) 体制の整備及び関係機関の連携強化

- a 市における取組体制を整備・強化するために、市対策推進会議等の枠組を通じて、初動体制の確立や発生時に備えた対策のフォローアップを進める。

(健康福祉局、関係局)

(a) 市対策推進会議

新型インフルエンザ等の発生に備え、未発生期の段階から各局が連携・協力して必要な対策を総合的に推進するため、標記会議を開催する。

(危機管理局、健康福祉局)

(b) 市対策関係課長会議

新型インフルエンザ等の発生に備え、未発生期の段階から定期に現状把握等を行い、全庁的な体制を整えるため、標記会議を開催する。

(健康福祉局、危機管理局)

(c) 市医療対策会議

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要に応じて、予防・まん延防止策及び医療体制等を審議するため、標記会議を開催する。(健康福祉局、危機管理局)

- b 市行動計画を実効性のあるものとするため、関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(健康福祉局、危機管理局、関係局)

- c 県は、横浜港、川崎港等多数の港湾地域を抱えている現状を踏まえ、平素から新型インフルエンザ等感染症を含む検疫感染症の発生時に備えた対策について、横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所支所、各港湾関係機関等との情報共有、連絡体制等の連携強化を図り、新型インフルエンザ等の海外発生時における検疫強化等の水際対策が迅速かつ効果的に実施できるよう準備する。このことから、県等の動向に十分留意する。(健康福祉局)

- d 新型インフルエンザ等の県・市内発生に備えた各種対策について情報共有と連携体制の強化を図るとともに、国・九都県市等が主催する新型インフルエンザ等対策に係る職員研修を活用し、保健衛生担当職員等における新型インフルエンザ等対策の専門技術の向上を図る。(健康福祉局、危機管理局)

## イ サーベイランス・情報収集

### (ア) 情報収集

国、県、関係機関等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。  
(健康福祉局)

### (イ) 通常のサーベイランス

- a 患者発生サーベイランスによりインフルエンザ定点医療機関における患者発生の動向を調査し、市内の流行状況について把握する。(健康福祉局)
- b ウイルスサーベイランスにより、インフルエンザ病原体定点等を対象に実施されるウイルスの亜型や薬剤耐性等を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。(健康福祉局)
- c インフルエンザ入院サーベイランスにより基幹定点医療機関における入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。(健康福祉局)
- d 学校サーベイランスにより、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級閉鎖・学年閉鎖・休校等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(健康福祉局、教育局)

### (ウ) 調査研究

新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるように、調査研究に関して国及び県と連携した体制の整備を図る。  
(健康福祉局)

## ウ 情報提供・共有

### (ア) 継続的な情報提供

- a 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。  
(健康福祉局、関係局)
- b マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザの情報について、ホームページ等により、市民向けに可能な限り多言語による情報提供を行う。(健康福祉局、関係局)
- c 新型インフルエンザ等のまん延防止の観点から、Q & A形式による情報提供や正しい知識の普及、推奨する感染対策の周知(一般的な感染予防策や健康管理等)について、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う。  
(健康福祉局、関係局)

#### (イ) 体制整備等

- a 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体(新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する。)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。(健康福祉局、総務局)
- b 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、県等と連携しながらコールセンター等の設置準備を進める。(健康福祉局)
- c 聴覚障がい者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障がい者に対する音声や点字による伝達など、障がい者に配慮した情報提供を行う。(健康福祉局、総務局)

#### エ 予防・まん延防止

##### (ア) 対策実施のための準備

##### a 個人における対策の普及

- (a) 市、学校、事業者等は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人

混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(健康福祉局)

(b) 県の要請に基づく新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策について、市民への理解促進を図る。

(健康福祉局、関係局)

#### b 地域対策・職場対策の周知

(a) 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。(健康福祉局、関係局)

(b) 県は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行うこととしていることから、必要に応じて協力する。(健康福祉局、関係局)

#### c 水際対策

検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所支所、県その他関係機関との連携を強化し、情報共有及び調査協力を行う。(健康福祉局)

### (イ) 予防接種

#### a ワクチンの供給体制

県は、県内区域において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築することから、その動向を把握する。(健康福祉局)

#### b 登録事業者の登録

(a) 国が進める登録事業者の登録に関し、国が作成した登録実施要領(特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示すもの)に基づく事業者に対しての登録作業に係る周知について、必要に応じて協力する。(健康福祉局、関係局)

- (b) 事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する事務手続について、国及び県からの要請に基づき協力する。

(健康福祉局、関係局)

c 接種体制の構築

(a) 特定接種

国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

(健康福祉局)

(b) 住民接種

- ・ 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。(健康福祉局)
- ・ 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村において接種が可能となるよう努める。(健康福祉局)
- ・ 速やかに接種ができるよう、市医師会、事業者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所及び時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について検討・準備を進める。(健康福祉局)

d 情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方という基本的な情報について市民に情報提供を行い、理解促進を図る。(健康福祉局)

オ 医療

(ア) 地域医療体制の整備

- a 原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、市医師会、市薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関(感染症指定医療機関、大学附属病院等)、医療機関等の関係者からなる対策会議を設置

し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策における地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。(健康福祉局)

- b 発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行う。(健康福祉局)
- c 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備など院内感染対策等を進めるよう要請する。(健康福祉局)

#### (イ) 県・市内感染期に備えた医療の確保

次の点に留意して、県・市内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- a 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成について要請するとともに、必要に応じて、マニュアルを示すことによりその作成の支援に努める。(健康福祉局)
- b 地域の実情に応じ、指定(地方)公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等(国立病院機構の病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。(健康福祉局)
- c 県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握することから、必要に応じて協力する。(健康福祉局)
- d 県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加して医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討することから、必要に応じて協力する。(健康福祉局)
- e 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療など常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定について検討する。(健康福祉局)
- f 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の

方法を検討する。(健康福祉局)

(ウ) 手引き等の策定、研修等

- a 国が策定した新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等について、医療機関に周知する。  
(健康福祉局)
- b 国及び県と連携しながら、医療従事者等に対し、県・市内発生を想定した研修や訓練を行う。(健康福祉局)

(エ) 医療資器材の整備

必要となる医療資器材(個人防護服、人工呼吸器、陰圧テント等)をあらかじめ備蓄・整備する。(健康福祉局)

(オ) 検査体制の整備

市衛生試験所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査を実施する体制を整備する。(健康福祉局)

(カ) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

- a 県は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、本県の備蓄割当分の抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄することから、その動向に十分留意する。  
(健康福祉局)
- b 新たな抗インフルエンザウイルス薬については、国が薬剤耐性ウイルスの発生状況等の情報収集を行い全体の備蓄割合を検討し、県は検討結果に応じて対応することから、その動向に十分留意する。(健康福祉局)
- c 市は、安定した医療供給を目的に、医療従事者用として抗インフルエンザウイルス薬を計画的に備蓄する。(健康福祉局)
- d 県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築すると

ともに、医療機関、薬局、医薬品の卸売販売業者に対して抗インフルエンザウイルス薬が適正に流通するよう指導することから、その動向に十分留意する。  
(健康福祉局)

カ 市民生活及び経済の安定の確保

(ア) 事業計画等の作成

県は、指定(地方)公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を作成するなど十分な事前の準備を行うよう求めることから、その動向に十分留意する(特措法第9条)。(健康福祉局、関係局)

(イ) 物資供給の要請等

県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保に向けて、製造・販売及び運送を行う事業者である指定(地方)公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続に係る体制整備を要請することからその動向に十分留意する。(関係局)

(ウ) 新型インフルエンザ等発生時における要援護者への生活支援

県・市内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等に向けて、対象世帯の把握や対応に係る具体的な手続について検討する。  
(健康福祉局、関係局)

(エ) 火葬能力等の把握

火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬体制を整備する。(健康福祉局、市民局)

(オ) 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄し、又は施設及び設備の整備に努める(特措法第10条)。(健康福祉局)



## (2) 海外発生期

## 【状態】

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

## 【目的】

- ・ 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等も注視しつつ、県・市内発生が遅延と早期発見に努める。
- ・ 県・市内発生に備えて体制の整備を行う。

## 対策の考え方：

- ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・ 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・ 国内発生した場合には早期に発見できるよう県・市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- ・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県・市内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ・ 検疫等により、県・市内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種体制の確立等、県・市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

## ア 実施体制

## (ア) 実施体制の強化等

## a 市対策推進会議の開催

海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国において関

係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針について協議・決定がなされた場合には、市は速やかに危機管理監を議長とする市対策推進会議を開催し、発生状況等の情報共有を図るとともに今後の市の対応について確認する。

(健康福祉局、危機管理局、関係局)

#### b 市対策本部の設置

海外において、新型インフルエンザ等が発生した場合で、特措法第15条第1項及び第22条第1項の規定により、政府及び県が対策本部を設置したときは、市は、行動計画で定めるところにより、市長を本部長とする市対策本部を直ちに設置し、市の対応状況等について確認するとともに、基本的対処方針(特措法第18条)に基づく市の対処方針を全庁に指示する。

(危機管理局、健康福祉局、関係局)

#### c 市対策関係課長会議の開催

必要に応じて、市対策関係課長会議を開催し、市対策本部及び市対策推進会議等で検討した新型インフルエンザ等対策を推進する。

(健康福祉局、関係局)

#### d 市医療対策会議の開催

市医療対策会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における医療対策上の課題を検討し、必要に応じて、市対策本部等に意見を提出する。

(健康福祉局、危機管理局)

### イ サーベイランス・情報収集

#### (ア) 情報収集

海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関(WHO、OIE等)、厚生労働省、国立感染症研究所の発表やインターネット等を活用し、情報収集を行う。(健康福祉局)

#### (イ) サーベイランスの強化等

a 引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。

(健康福祉局)

- b 県・市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する(感染症法第12条)。(健康福祉局)
- c 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(健康福祉局、教育局、関係局)

#### ウ 情報提供・共有

##### (ア) 情報提供

- a 市民等に対して、海外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等について、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、市のホームページなど複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(健康福祉局、総務局、関係局)
- b 医療機関等に対しても、国からの情報等を適切に提供する。(健康福祉局、関係局)
- c このため、市は、市対策推進会議に広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信等を実施する。なお、対策の実施主体となる関係局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策推進会議が調整する。(健康福祉局、危機管理局、総務局、関係局)

##### (イ) 情報共有

関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ担当を保健所に設置し、メール等によって対策の理由、プロセス等の共有を行う。(健康福祉局、関係局)

##### (ウ) コールセンター等の設置

- a 他の公衆衛生業務に支障を来たさないように、市民からの一般的な問い合

わせに対応できるよう、コールセンター等を設置し、国から配布されるQ & A等を参考にしながら、適切な情報提供を行う。(健康福祉局、関係局)

- b 市民からのコールセンター等に寄せられる問い合わせ及び国、県、他の市町村、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、次の情報提供に反映する。

(健康福祉局、関係局)

## エ 予防・まん延防止

### (ア) 県・市内でのまん延防止対策の準備

国及び県と相互に連携し、県・市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。また、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。(健康福祉局、関係局)

### (イ) 水際対策

- a 国の検疫強化に伴う防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所支所、県その他関係機関と情報共有を行う。

(健康福祉局)

- b 新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するため、国及び県との連携を強化する。(健康福祉局)

### (ウ) 予防接種

#### a 特定接種

- (a) 発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、国民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえて、国が基本的対処方針において決定した特定接種の具体的運用(特定接種の対象、順位等)について、関係機関等に情報提供を行う。(健康福祉局、関係局)

(b) 国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員に対して、集団的な接種を原則として、本人の同意を得て特定接種を行う(特措法第28条)。(健康福祉局)

b 住民接種

(a) 国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。(健康福祉局)

(b) 国の要請により、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を原則として、事前にマニュアル等で定めた接種体制に基づき、具体的な準備を進める(特措法第46条)。(健康福祉局)

(エ) 情報提供

県と連携し、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制という具体的な情報について積極的に情報提供を行う。(健康福祉局)

オ 医療

(ア) 新型インフルエンザ等の症例定義

国の示す新型インフルエンザ等の症例定義及びその修正等に留意し、適宜、医療機関等に周知する。(健康福祉局)

(イ) 医療体制の整備

次の医療体制を整備する。(健康福祉局)

- a 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。
- b 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- c 帰国者・接触者外来を有する医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連

絡するよう要請する。

- d 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について市衛生試験所で亜型等の検査を行い、国立感染症研究所に送致する。

(ウ) 帰国者・接触者相談センターの設置

- a 帰国者・接触者相談センターを設置する。(健康福祉局)
- b 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(健康福祉局)

(エ) 医療機関等への情報提供

新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉局)

(オ) 検査体制の整備

病原体の情報に基づき、市衛生試験所において、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を整備する。(健康福祉局)

(カ) 抗インフルエンザウイルス薬

県は、医療機関等に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請するとともに、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導することから、その動向に十分留意する。(健康福祉局)

カ 市民生活及び経済の安定の確保

(ア) 事業者の対応

- a 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。(健康福祉局、関係局)

- b 指定(地方)公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行うとともに、国は、登録事業者に対し、業務継続計画を踏まえ、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請することから、その動向に十分留意する。(健康福祉局、関係局)
- c 県は、県行動計画において、指定(地方)公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行うとともに、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講ずるため、その動向に十分留意する。  
(関係局)

#### (イ) 遺体の火葬・安置

- a 県は、市町村に対し、火葬場等の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的遺体安置所として使用する場所の確保を求めるとともに、遺体の保存のために必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等を準備するよう要請することから、適切に対応することとする。(健康福祉局、市民局)
- b 国及び県の要請に基づき、衛生上等の観点から、病院内外における一時的遺体安置所に係る使用場所の把握に努める。(健康福祉局、市民局、関係局)
- c 多数遺体発生時には、「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域火葬が行えるよう、県、他の市町村と調整を図る。(健康福祉局、市民局、関係局)

## (3) 県・市内未発生期

## 【状態】

- ・ 県及び市内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態

## 【目的】

- ・ 県及び市内発生に備えた体制の整備を行う。

## 対策の考え方：

- ・ 県及び市内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。
- ・ 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等に基づき、必要な対策を行う。
- ・ 国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、県・市内未発生であっても、積極的な感染対策を行う。

## ア 実施体制

## (ア) 実施体制の強化等

## a 市対策本部の設置

国内での発生が確認され、政府対策本部が国内発生早期又は国内感染期に入ったことを宣言し、基本的対処方針を公示した場合は、直ちに市対策本部を設置し、関係局間の連携を強化し、全局一体となった対策を推進する。

(危機管理局、健康福祉局、関係局)

## b 市対策推進会議・市対策関係課長会議

必要に応じて、標記会議を開催し、市対策本部で確認・検討した新型インフルエンザ等対策を推進する。(危機管理局、健康福祉局、関係局)

## c 市医療対策会議

必要に応じて、標記会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における医療対策上の観点から現状分析及び対策等を検討し、その結果を市対策本部等に意見として提出するとともに、市と連携して対策を推進する。

(健康福祉局、危機管理局)



## (イ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

## a 緊急事態宣言

(a) 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。

(b) 緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

(c) 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも十分留意する。全国的な人の交流拠点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

## b 市対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条による市対策本部を直ちに設置する。(危機管理局、健康福祉局、関係局)

## (参考)

## 緊急事態宣言 (特措法第32条)

- ・ 新型インフルエンザ等が世界のいずれかの場所で発生した場合、海外の症例やWHOの判断も踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われる。
- ・ その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、緊急事態宣言を行うか否かの判断が求められることとなるが、その時点ではある程度の症例等の知見の集積が得られていることが通常考えられる。
- ・ そのため、緊急事態宣言の要件である特措法第32条第1項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件」

としては、重症症例(肺炎、多臓器不全、脳症など)が通常のインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる場合とし(新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号。以下「特措法施行令」という。))第6条第1項)、その運用に当たって海外及び国内の臨床例等の知見を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

- ・ 特措法第32条第1項の新型インフルエンザ等の「全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、疫学調査の結果、報告された患者等が感染した経路が特定できない場合又は患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由がある場合とし(特措法施行令第6条第2項)、その運用に当たって感染症法第15条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態宣言の解除宣言を行う。

## イ サーベイランス・情報収集

### (ア) 情報収集

WHO、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表やインターネット等を活用し、国内・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する必要な情報を収集する。(健康福祉局)

### (イ) サーベイランス

- a 海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。(健康福祉局、教育局、関係局)
- b 医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供するため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。(健康福祉局)
- c 国がリアルタイムで把握した国内の発生状況に関する情報提供を受けるとともに、国及び県と連携し、必要な対策を実施する。(健康福祉局)

## ウ 情報提供・共有

## (ア) 情報提供

- a 市民等に対して、市ホームページ等の利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況及び対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。  
(健康福祉局、総務局、関係局)
- b 特に、とるべき行動について、個人一人一人が理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や感染が疑われ又は患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策に係る情報を適切に提供する。(健康福祉局、教育局、関係局)
- c 市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関が必要としている情報を把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。(健康福祉局)

## (イ) 情報共有

国、県、他の市町村、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策に係る方針などを迅速に伝達するとともに、対策すべき現場の状況把握を的確に行う。(健康福祉局、関係局)

## (ウ) コールセンター等の充実・強化

- a 24時間相談体制を整備するなど、コールセンター等の充実・強化を図る。  
(健康福祉局、総務局)
- b 県からの要請を踏まえ、状況の変化に応じた国のQ & Aの改訂版を活用するなどコールセンター等の充実・強化を図る。(健康福祉局)

## エ 予防・まん延防止

## (ア) 県・市内でのまん延防止対策

a 国及び県と連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、引き続き感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者などの濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施等)の準備を進める。

(健康福祉局、関係局)

b 県・市内未発生期であっても、地域全体で積極的な感染対策を行い、流行のピークを遅らせるとともに、必要な場合には、業界団体等を経由し、又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

(a) 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨について要請する。(健康福祉局、関係局)

(b) 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

(健康福祉局、関係局)

(c) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(健康福祉局、教育局、関係局)

(d) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。(健康福祉局、関係局)

(e) 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

(健康福祉局、関係局)

#### (イ) 水際対策

引き続き、国の検疫強化に伴う防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所支所その他関係機関との情報共有を行う。

(健康福祉局)

## (ウ) 予防接種

## (住民接種)

- a 国が決定した接種順位に係る基本的な考え方や重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて、市民への接種に関する情報提供を行う。(健康福祉局、関係局)
- b パンデミックワクチンが全国民分製造されるまでには一定の期間を要するが、供給が可能となり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。(健康福祉局)
- c 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用し、又は医療機関への委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的な接種を行う。  
(健康福祉局)

## (エ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。ただし、「b 住民接種」については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。

(健康福祉局、関係局)

- a 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講ずる。
  - (a) 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きできる限り外出しないことや、基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、県内のあるブロック単位等)とすることが考えられる。
  - (b) 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回

避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条第4項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- (c) 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り特措法第45条第3項に基づき指示を行う。県は、特措法第45条第4項に基づき要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

\* 上記について、市は、県の動向に十分留意するとともに、必要に応じて協力する。(健康福祉局、関係局)

#### b 住民接種

市は、市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康福祉局)

### オ 医療

#### (ア) 医療体制の整備(帰国者・接触者相談センターの充実・強化)等

海外発生期に引き続き、次の措置を講ずる。(健康福祉局)

- a 24時間体制を検討するなど帰国者・接触者相談センターの充実及び強化を行う。
- b 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

- c 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来における診断を継続する。
- d 帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- e 帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

#### (イ) 患者への対応等

- a 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体については、市衛生試験所で新型インフルエンザ等のPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。(健康福祉局)
- b 国及び県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。  
(健康福祉局)

#### (ウ) 医療機関等への情報提供

海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉局)

## (エ) 抗インフルエンザウイルス薬

県は、県内感染期に備え、引き続き、医療機関等に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請するとともに、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導することから、その動向に十分留意する。(健康福祉局)

## (オ) 医療機関・薬局における警戒活動

県警察本部は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うこととしていることから、その動向に十分留意する。(健康福祉局)

## (カ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

## 医療等の確保(特措法第47条)

医療機関及び医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずることとしていることから、その動向に十分留意する。(健康福祉局)

## カ 市民生活及び経済の安定の確保

## (ア) 事業者の対応

- a 県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の開始を要請する。
- b 県は、指定(地方)公共機関等に対し、その業務計画を踏まえ、国と連携し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。その際、県は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行うとともに、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講ずる。



\* 上記について、市は、県の動向に十分留意するとともに、必要に応じて協力する。(健康福祉局、関係局)

(イ) 市民・事業者への呼び掛け

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することから、その動向に十分留意し、必要に応じて協力する。(関係局)

(ウ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、県は、必要に応じ、上記の対策に加え、以下の対策を行う。

a 事業者の対応等

指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、県は国から示された当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行うとともに、その他必要な対応策を速やかに検討する。

b 電気及びガス並びに水の安定供給(特措法第52条)

(a) 電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(b) 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定(地方)公共機関は、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

c 運送・通信・郵便の確保(特措法第53条)

(a) 運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めると

ころにより、施設の状況確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

(b) 電気通信事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

(c) 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便、信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

d サービス水準に係る県民への呼び掛け

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容するよう呼び掛ける。

e 緊急物資の運送等(特措法第54条)

県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請するとともに、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

f 生活関連物資等の価格の安定等

県及び市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、県は、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

g 犯罪の予防・取締り

県警察本部は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯

罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

\* 上記について、市は、県の動向に十分留意するとともに、必要に応じて協力する。(健康福祉局、関係局)

## (4) 県・市内発生早期

## 【状態】

- ・ 県・市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

## 【目的】

- ・ 県・市内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・ 患者に適切な医療を提供する。
- ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

## 対策の考え方：

- ・ 感染拡大をとどめることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を国が行うことから、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ・ 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ・ 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報を医療機関等に提供する。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ・ 県・市内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。
- ・ 患者数が増加した場合は、国内の発生状況を踏まえ、必要に応じて県・市内感染期への移行を検討する。

## ア 実施体制

## (ア) 実施体制の強化等

## a 市対策本部の設置等

県・市内での発生が確認され、政府対策本部が国内発生早期又は国内感染期に入ったことを宣言し、基本的対処方針が公示された場合は、直ちに市対策本部を開催し、関係局間の連携を強化し、全局一体となった対策を推進する。

(危機管理局、健康福祉局、関係局)

## b 市対策推進会議の開催

定期に標記会議を開催し、市対策本部で確認・検討した新型インフルエンザ等対策を推進する。(危機管理局、健康福祉局、関係局)

## c 市対策関係課長会議の開催

定期に標記会議を開催し、現状把握・分析に努め、その結果を市対策推進会議に報告するとともに、同会議からの指示を受け、直接の対応を図る。

(健康福祉局、危機管理局、関係局)

## d 市医療対策会議

定期に標記会議を開催し、医療対策の観点から現状分析・対策等を検討し、その結果を市対策本部等に意見として提出するとともに、市と連携して対策を推進する。(健康福祉局、危機管理局)

## (イ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

市対策本部の設置

\* 以上について、県・市内未発生期の記載を参照

## イ サーベイランス・情報収集

## (ア) 情報収集

県・市内未発生期に引き続き、WHO、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表やインターネット等を活用し、国内・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する必要な情報を収集する。(健康福祉局)

## (イ) サーベイランス

- a 県・市内未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。(健康福祉局、教育局、関係局)
- b 医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。(健康福祉局)
- c 県・市内の発生状況をリアルタイムで把握し、発生状況を迅速に情報提供する。また、国がリアルタイムで把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国及び県と連携し、必要な対策を実施する。(健康福祉局)

#### (ウ) 調査研究

発生した市内患者について、初期の段階には、国から派遣される積極的疫学調査チームと連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期間等の情報を収集・分析する。(健康福祉局)

#### ウ 情報提供・共有

##### (ア) 情報提供

- a 市民等に対して、市ホームページ等の利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況及び具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(健康福祉局、総務局、関係局)
- b 特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。(健康福祉局、教育局、関係局)
- c 市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関が必要としている情報を把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。(健康福祉局)

## (イ) 情報共有

国、県、他の市町村、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策に係る方針などを迅速に伝達するとともに、対策すべき現場の状況把握を的確に行う。(健康福祉局、関係局)

## (ウ) コールセンター等の充実・強化

県・市内未発生期に引き続き、24時間相談体制を整備するとともに、状況の変化に応じた国のQ & Aの改訂版を活用するなどコールセンター等の充実・強化を図る。(健康福祉局、総務局)

## エ 予防・まん延防止

## (ア) 県及び市内でのまん延防止対策

a 発生早期となった場合には、国、県等と連携し、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。

(健康福祉局、関係局)

b 業界団体等を経由し、又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

(a) 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施など基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨について要請する。(健康福祉局、関係局)

(b) 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

(健康福祉局、関係局)

(c) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(健康福祉局、教育委員会、関係局)

(d) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。(健康福祉局、関係局)

(e) 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉局、関係局)

(イ) 水際対策

引き続き、国の検疫強化に伴う防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所支所その他関係機関と情報共有を行う。

(健康福祉局)

(ウ) 予防接種

a 特定接種等

海外発生期(又は県・市内未発生期)の対策を継続し、国の基本的対処方針を踏まえて、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員に対して、特定接種を進める。また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施に係る国の方針について、情報提供を行う。(健康福祉局、関係局)

b 住民接種

(a) 国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて、市民への接種に関する情報提供を行う。(健康福祉局、関係局)

(b) パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。

(健康福祉局)

(c) 住民接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用し、又は医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(健康福祉局)

(エ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場



合には、必要に応じ、上記の対策に加え、以下の対策を行う。ただし、「b 住民接種」については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。

- a 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講ずる。

県・市内未発生期の記載を参照。

- \* 上記について、市は、県の動向に十分留意するとともに、必要に応じて協力する。(健康福祉局、関係局)

- b 住民接種

県・市内未発生期の記載を参照。

## オ 医療

### (ア) 医療体制の整備

- a 引き続き、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。

(健康福祉局)

- b 引き続き、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者外来での診療を継続する。

(健康福祉局)

- c 患者等が増加してきた段階においては、国の基本的対処方針に基づき、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関でも診療する体制に移行する。(健康福祉局)

### (イ) 患者への対応等

- a 国及び県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。(健康福祉局)

b 国及び県と連携し、必要と判断した場合に、市衛生試験所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。

(健康福祉局)

c 国及び県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

(健康福祉局)

#### (ウ) 医療機関等への情報提供

引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉局)

#### (エ) 抗インフルエンザウイルス薬

県は、県内感染期に備え、医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請するとともに、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導することから、その動向に十分留意する。(健康福祉局)

#### (オ) 医療機関・薬局における警戒活動

県警察本部は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うことから、その動向に十分留意する。(健康福祉局)

(カ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

医療等の確保(特措法第47条)

医療機関及び医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずることとしていることから、その動向に十分留意する。(健康福祉局)

カ 市民生活及び経済の安定の確保

(ア) 事業者の対応

県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を開始するよう要請することから、その動向に十分留意し、必要に応じて協力する。(関係局)

(イ) 市民・事業者への呼び掛け

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することから、その動向に十分留意し、必要に応じて協力する。(関係局)

(ウ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、県は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

a 事業者の対応等

県・市内未発生期の記載を参照

b 電気及びガス並びに水の安定供給(特措法第52条)

県・市内未発生期の記載を参照

c 運送・通信・郵便の確保(特措法第53条)

県・市内未発生期の記載を参照

d サービス水準に係る県民への呼び掛け

県・市内未発生期の記載を参照

e 緊急物資の運送等(特措法第54条)

県・市内未発生期の記載を参照

f 生活関連物資等の価格の安定等

県・市内未発生期の記載を参照

g 犯罪の予防・取締り

県・市内未発生期の記載を参照

\* 上記について、市は、県の動向に十分留意するとともに、必要に応じて協力する。

## (5) 県・市内感染期

## 【状態】

- ・ 県内又は市内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 地域によって状況が異なる可能性がある。

## 【目的】

- ・ 医療体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 経済への影響を最小限に抑える。

## 対策の考え方：

- ・ 感染拡大をとどめることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止は実施する。
- ・ 県内又は市内の発生状況等を勘案し、本市の実施すべき対策の判断を行う。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・ 流行のピークにおける入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- ・ 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動をできる限り継続する。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## ア 実施体制

### (ア) 実施体制の強化等

#### a 市対策本部の開催等

国が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、国内感染期の基本的対処方針を変更し、国内感染に入ったこと及びその対処方針を公示した場合、市対策本部を開催し、市内が感染期に入ったことを宣言するとともに、関係局間の連携を強化し、全局一体となった対策を推進する。

(危機管理局、健康福祉局、関係局)

#### b 市対策推進会議の開催

定期に、標記会議を開催し、市対策本部で確認・検討した新型インフルエンザ等対策を推進する。(危機管理局、健康福祉局、関係局)

#### c 市対策関係課長会議

定期に標記会議を開催し、現状把握・分析に努め、その結果を市対策推進会議に報告するとともに、同会議からの指示を受け、対策の更なる強化を図る。

(健康福祉局、危機管理局、関係局)

#### d 市医療対策会議

定期に標記会議を開催し、医療対策の観点から現状分析・対策等を検討し、その結果を市対策本部等に意見として提出するとともに、市と連携して対策を推進する。(健康福祉局、危機管理局)

### (イ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。(健康福祉局、関係局)

#### a 市対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条による市対策本部を直ちに設置する。

b 他の地方公共団体による代行、応援等

県又は市町村が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合には、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う(特措法第38条・第39条)。

イ サーベイランス・情報収集

(ア) 情報収集

引き続き、WHO、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表やインターネット等を活用し、国内・海外での新型インフルエンザ等の発生状況への対応について、必要な情報収集を行う。(健康福祉局)

(イ) サーベイランス

a 新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のコサーベイランスを継続する。(健康福祉局、関係局)

b 国内のリアルタイムの発生状況の情報収集を行い、国及び県と連携し、必要な対策を実施する。(健康福祉局)

ウ 情報提供・共有

(ア) 情報提供

a 引き続き、市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況及び具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(健康福祉局、総務局、関係局)

b 特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提

供する。併せて、社会活動の状況についても、情報提供する。

(健康福祉局、教育局、関係局)

- c 引き続き、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ及び関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関が必要としている情報を把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。(健康福祉局)

#### (イ) 情報共有

国、県、他の市町村、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策に係る方針などを迅速に伝達するとともに、対策の現場の状況把握を的確に行う。(健康福祉局、関係局)

#### (ウ) コールセンター等の継続

コールセンター等を継続し、状況の変化に応じた国のQ & Aの改訂等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。ただし、状況に応じて、県との調整の上、充実・強化体制(24時間体制など)の緩和を図る。(健康福祉局)

### エ 予防・まん延防止

#### (ア) 県・市内でのまん延防止対策

- a 県との調整の上、業界団体等を経由し、又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

(a) 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(健康福祉局、関係局)

(b) 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

(健康福祉局、関係局)

(c) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づ



く臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(健康福祉局、教育局、関係局)

(d) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(健康福祉局、関係局)

(e) 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。(健康福祉局、関係局)

(f) 国及び県と連携し、医療機関に対し、県・市内感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。(健康福祉局、関係局)

(g) 県・市内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)は中止する。(健康福祉局)

#### (イ) 水際対策

県・市内発生早期の記載を参照

#### (ウ) 予防接種

予防接種法第6条第3項に基づき新臨時接種を進める。(健康福祉局)

#### (エ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

a 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講ずる。

(a) 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定め

て、生活の維持に必要な場合を除き、できる限り外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

(b) 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。なお、県は、要請・指示を行った際には、特措法第45条第4項に基づき、その施設名を公表する。

(c) 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)については、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。なお、県は、要請・指示を行った際には、特措法第45条第4項に基づき、その施設名を公表する。

\* 上記について、市は、県の動向に十分留意するとともに、必要に応じて協力する。(健康福祉局、関係局)

b 市は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。(健康福祉局)

## オ 医療

### (ア) 患者への対応等

a 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないことと

している医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。(健康福祉局)

- b 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。(健康福祉局)
- c 医師が、在宅で療養する患者に対して、電話による診療によって新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。(健康福祉局)
- d 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整を図る。(健康福祉局)

#### (イ) 医療機関等への情報提供

県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供することとしていることから、その動向に十分留意しつつ、必要に応じて協力する。(健康福祉局)

#### (ウ) 抗インフルエンザウイルス薬

県は、県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、不足している場合には、県備蓄分を当該地域に放出するとともに、更に不足している場合には、国に対して、国備蓄分の放出を要請することとしていることから、その動向に十分留意する。(健康福祉局)

#### (エ) 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や、自宅で死亡した患者への対応を行う。(健康福祉局、関係局)

## (オ) 医療機関・薬局における警戒活動

県警察本部は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うこととしていることから、その動向に十分留意する。(関係局)

## (カ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

## a 医療等の確保(特措法第47条)

医療機関及び医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずることとしていることから、その動向に十分留意する。(健康福祉局)

## b 臨時の医療施設等(特措法第48条第1項及び第2項)

国及び県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第10条)等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し、外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置(特措法第48条第1項及び第2項)し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。(健康福祉局)

## カ 市民生活及び経済の安定の確保

## (ア) 事業者の対応

県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を講ずるよう要請することから、その動向に十分留意し、必要に応じて協力

する。(関係局)

(イ) 市民・事業者への呼び掛け

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請することから、その動向に十分留意し、必要に応じて協力を図ることとする。(関係局)

(ウ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(健康福祉局、関係局)

a 業務の継続等

(a) 指定(地方)公共機関及び登録事業者は、事業の継続を行う。その際、県は当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。

(b) 県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患<sup>り</sup>状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

b 電気及びガス並びに水の安定供給(特措法第52条)

県・市内未発生期の記載を参照

c 運送・通信・郵便の確保(特措法第53条)

県・市内未発生期の記載を参照

d サービス水準に係る県民への呼び掛け

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容するよう呼び掛ける。

e 緊急物資の運送等(特措法第54条)

県・市内未発生期の記載を参照

f 物資の売渡しの要請等(特措法第55条)

県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対

し、物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。また、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し、特定物資の保管を命じる。

g 生活関連物資等の価格の安定等(特措法第59条)

(a) 国、県及び市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視を行うとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。国、県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実に努める。

(b) 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

h 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県は、市町村に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

i 犯罪の予防・取締り

県・市内発生早期の記載を参照

j 埋葬・火葬の特例等

(a) 県は、市町村に対し、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

(b) 県は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよ

う要請する。

(c) 県は、新型インフルエンザによる死亡者が増加し、広域火葬の実施が必要となった場合、「神奈川県広域火葬計画」に基づき市町村及び広域火葬参加機関との連絡調整のもと広域火葬を実施する。

\* 上記について、市は、県の動向に十分留意するとともに、必要に応じて協力する。(健康福祉局、関係局)

## (6) 小康期

## 【状態】

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・ 大流行は一旦終息している状況

## 【目的】

- ・ 市民生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

## 対策の考え方：

- ・ 流行の第二波に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 流行の第二波による影響を軽減するため、住民接種を進める。

## ア 実施体制

## (ア) 基本的対処方針の変更、緊急事態解除宣言、政府対策本部の廃止

## a 基本的対処方針の変更

国は、基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示する。

## b 緊急事態解除宣言

緊急事態措置の必要がなくなった場合、国は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告する。(新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときを含む。)

## c 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等に罹患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザに罹患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザ等感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感



染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときには、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し、国会に報告し、公示する。

#### (イ) 市対策本部の廃止等

##### a 市対策本部の廃止

特措法第32条第5条の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言の公示がされたときは、遅滞なく、市内が小康期に入ったことを宣言し、市対策本部を廃止する。(危機管理局、健康福祉局、関係局)

##### b 市対策推進会議及び市関係課長会議の開催

必要に応じて、標記会議を開催し、流行の第二波に備えるため、全局一体となった対策を推進する。(危機管理局、健康福祉局、関係局)

##### c 市医療対策会議の開催

必要に応じて、標記会議を開催し、これまでの対策などの分析のほか、流行の第二波に備えるため、必要な検討を行う。(健康福祉局、危機管理局)

##### d 対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画等の見直しを行う。この場合において、必要に応じて、市医療対策会議を開催し、有識者の意見を聴く。(健康福祉局)

#### イ サーベイランス・情報収集

##### (ア) 情報収集

海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国や国及び県の対応について、必要な情報を収集する。(健康福祉局)

##### (イ) サーベイランス

a 通常のサーベイランスを継続する。(健康福祉局、関係局)

b 再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生

の把握を強化する。(健康福祉局、教育局、関係局)

ウ 情報提供・共有

(ア) 情報提供

- a 引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

(健康福祉局、関係局)

- b 市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。

(健康福祉局、関係局)

(イ) 情報共有

国、県、他の市町村及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達するとともに、医療機関など現場の状況を把握する。

(健康福祉局)

(ウ) コールセンター等の体制の縮小

状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。(健康福祉局)

エ 予防・まん延防止

(ア) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(健康福祉局)

(イ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(健康福祉局)

## オ 医療

## (ア) 医療体制

国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生前の通常の医療体制に戻す。

(健康福祉局)

## (イ) 抗インフルエンザウイルス薬

a 国が作成した治療方針(国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含む。)を医療機関に対し周知する。(健康福祉局)

b 県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うことから、その動向に十分留意する。(健康福祉局)

## (ウ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、県と調整の上、県・市内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。(健康福祉局、関係局)

## カ 市民生活及び経済の安定の確保

## (ア) 市民、事業者への呼び掛け

市は、県と調整の上、必要に応じ、引き続き市民に対して食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。(関係局)

## (イ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

## a 業務の再開

(a) 県は、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。

(b) 県は、指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

\* 市は、県の動向に十分留意するとともに、必要に応じて協力する。  
(健康福祉局、関係局)

b 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

国、県、指定(地方)公共機関と連携し、市内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(健康福祉局、関係局)

別添

## 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。

人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

### 1 実施体制

#### (1) 体制強化

ア 国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、国及び県と連携しつつ、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、市対策推進会議及び市対策関係課長会議を開催するとともに、対処方針について協議し、決定する。また、必要に応じて市医療対策会議を開催し、市内の医療体制について協議する。(健康福祉局、危機管理局、関係局)

イ 必要に応じて、市対策本部を設置し、関係部局の連携のもと、本病の感染を防止し、被害を最小限にとどめるよう的確な措置を講ずるものとする。  
(危機管理局、健康福祉局、関係局)

#### (2) 家きん等への防疫対策

市内で、家きんに高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、円滑、迅速な対策を実施するため、「相模原市高病原性鳥インフルエンザ対策会議」を設置する。同会議は「神奈川県高病原性鳥インフルエンザ対策本部」(本部長：県知事)と連携し、必要な対応を行うとともに、新型インフルエンザの発生に関する情報収集と共有を行う。なお、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、「相模原市高病原性鳥インフルエンザ発生時対策要綱」、「鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づき対応する。(環境経済局、危機管理局、健康福祉局、関係局)

## 2 サーベイランス・情報収集

### (1) 情報収集

鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。(健康福祉局、関係局)

### (2) 国及び県との情報交換

家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況及び海外における状況について、国及び県との情報交換を行う。(環境経済局、健康福祉局)

### (3) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。  
(健康福祉局)

## 3 情報提供・共有

市内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、発症が認められた場合、県や近隣市町村と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。

(健康福祉局)

## 4 予防・まん延防止

### (1) 疫学調査・感染対策

ア 必要に応じて、国から派遣される疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。(健康福祉局)

イ 国及び県からの要請により疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等を実施する。(健康福祉局)

ウ 鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者(有症状者)に対し、自宅待機を依頼する。(健康福祉局)

エ 県警察本部は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行うことから、その動向に十分留意する。

## 5 医療

### (1) 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

ア 感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。(健康福祉局)

イ 必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、国から提供される検査方法に関する情報に基づき、市衛生試験所においても検査を実施する。(健康福祉局)

ウ 鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む。)について、感染症法に基づき、入院等の措置を講ずる。(健康福祉局)

### (2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

ア 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報について、市に情報提供するよう医療機関等に周知する。(健康福祉局)

イ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。(健康福祉局)

## 参考資料

## 1 用語解説

五十音順

## インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

## 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

## 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- ・ 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院
- ・ 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- ・ 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- ・ 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定



めるものを含む。)又は薬局

#### 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

#### 帰国者・接触者外来

発生病からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来

#### 帰国者・接触者相談センター

発生病から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター

#### 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

#### 個人防護具(Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫<sup>まつ</sup>などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

#### サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

### 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの

### 死亡率(Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数をいう。

### 人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置

### 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

### 新型インフルエンザ(A/H1N1)/インフルエンザ(H1N1)2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。

### 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度

が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。(感染症法第6条第9項)

#### 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し、分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

#### 致命率(Case Fatality Rate)

ここでは、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合をいう。

#### トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

#### 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、まれに鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

#### 濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザの感染が疑われる者

#### 発病率(AttackRate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人<sup>はく</sup>が新型インフルエンザのウイルスに曝露する

リスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合をいう。

### パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

### 病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主(人など)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の制御能などを総合した表現

### プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国では H 5 N 1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)

### P C R (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

D N A をその複製に関する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の D N A であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが R N A ウイルスであるため、逆転写酵素(Reverse Transcriptase)を用いて D N A に変換した後に P C R を行う R T - P C R が実施されている。

## 2 神奈川県内の感染症指定医療機関

## (1) 第一種感染症指定医療機関

病院名	住所	感染症 病床数	設置者	電話 番号	備考
横浜立市民病院	横浜市保土ヶ谷区 岡沢町56	2床	横浜市長	045- 331- 1961	救命救急センター(H22.4.1) 救急病院(H23.2.1) 地域医療支援病院

## (2) 第二種感染症指定医療機関

病院名	住所	感染症 病床数	設置者	電話番号	備考
横浜立市民病院	横浜市保土ヶ谷 区岡沢町56	24床	横浜市長	045- 331- 1961	救命救急センター(H22.4.1) 救急病院(H23.2.1) 地域医療支援病院
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新 川通12-1	12床	川崎市長	044- 233- 5521	救命救急センター(H18.4.1) 救急病院(H23.2.1)
平塚市民病院	平塚市南原1-1 9-1	6床	平塚市長	0463- 32- 0015	救急病院(H23.2.1)
神奈川県立足柄上病 院	足柄上郡松田町 松田惣領866- 1	6床	地方独立行 政法人神奈 川県立病院 機構	0465- 83- 0351	救急病院(H23.2.1)
横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1- 3-2	6床	横須賀市長	046- 856- 3136	救急病院(H23.2.2.2) 地域医療支援病院
藤沢市民病院	藤沢市藤沢2-6 -1	6床	藤沢市長	0466- 25- 3111	救命救急センター(H18.1 2.8) 救急病院(H21.12.8) 地域医療支援病院
厚木市立病院	厚木市水引1-1 6-36	6床*	厚木市長	046- 221- 1570	救急病院(H24.4.30)
神奈川県厚生農業協 同組合連合会相模原 協同病院	相模原市緑区橋 本2-8-18	6床	神奈川県厚 生農業協同 組合連合会	042- 772- 4291	救急病院(H23.2.1) 地域医療支援病院
合計		72床			

\*厚木市立病院は、改修工事のため1床で運用中(平成25年6月1日現在)

## 3 県・保健所設置市・保健福祉事務所等

## (1) 県衛生研究所・保健福祉事務所

施設名	所在地	電話番号	所管区域	所管区域内人口
衛生研究所	〒253-0087 茅ヶ崎市下町屋1-3-1	0467-83 -4400		
平塚保健福祉事務所	〒254-0051 平塚市豊原町6-21	0463-32 -0130	平塚市、中郡	321, 131
鎌倉保健福祉事務所	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜2-16-13	0467-24 -3900	鎌倉市、逗子市、 三浦郡	264, 634
小田原保健福祉事務所	〒250-0042 小田原市荻窪350-1	0465-32 -8000	小田原市、足柄下 郡	244, 277
茅ヶ崎保健福祉事務所	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7	0467-85 -1171	茅ヶ崎市、高座郡	284, 273
三崎保健福祉事務所	〒238-0221 三浦市三崎町六合32	046-882 -6811	三浦市	46, 944
秦野保健福祉事務所	〒257-0031 秦野市曾屋2-9-9	0463-82 -1428	秦野市、伊勢原市	270, 870
厚木保健福祉事務所	〒243-0004 厚木市水引2-3-1	046-224 -1111	厚木市、海老名 市、 座間市、愛甲郡	528, 069
大和保健福祉事務所	〒242-0021 大和市中央1-5-26	046-261 -2948	大和市、綾瀬市	314, 880
足柄上保健福祉事務所	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島248 9-2	0465-83 -5111	南足柄市、足柄上 郡	110, 614

\* 所管区域人口は、「神奈川県的人口と世帯(平成25年1月1日現在)」(統計センター)による。

## (2) 政令指定都市保健所等の概要

## ア 横浜市

保健所名	所在地	電話番号	所管区域	所管区域内人口	
横浜市	〒231-0017 中区港町1-1	045-671 -4182	横浜市全域	3,697,035	
1 8 福 社 保 健 セ ン タ ー	鶴見	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510 -1818	鶴見区	276,888
	神奈川	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	045-411 -7171	神奈川区	233,478
	西	〒220-0051 西区中央1-5-10	045-320 -8484	西区	96,826
	中	〒231-0021 中区日本大通35	045-224 -8181	中区	147,094
	南	〒232-0018 南区花之木町3-48-1	045-743 -8282	南区	194,820
	港南	〒233-0004 港南区港南中央通10-1	045-847 -8484	港南区	218,845
	保土ヶ谷	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334 -6262	保土ヶ谷区	204,716
	旭	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954 -6161	旭区	249,728
	磯子	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	045-750 -2323	磯子区	161,688
	金沢	〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1	045-788 -7878	金沢区	205,976
	港北	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	045-540 -2323	港北区	334,857
	緑	〒226-0013 緑区寺山町118	045-930 -2323	緑区	178,209
	青葉	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4	045-978 -2323	青葉区	307,078
	都築	〒224-0032 都築区茅ヶ崎中央32-1	045-948 -2323	都築区	207,762
	戸塚	〒244-0003 戸塚区戸塚町157-3	045-866 -8484	戸塚区	273,767
栄	〒247-0005 栄区桂町303-19	045-894 -8181	栄区	123,961	
泉	〒245-0016 泉区和泉町4636-2	045-800 -2323	泉区	155,415	
瀬谷	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190	045-367 -5656	瀬谷区	125,927	

## イ 川崎市、横須賀市、相模原市、藤沢市

保健所名	所在地	電話番号	所管区域	所管区域内人口
川崎市	川崎 〒210-8570 川崎区東田町8	044-201-3113	川崎区	217,337
	幸 〒212-8570 幸区戸手本町1-11-1	044-556-6666	幸区	156,522
	中原 〒211-8570 中原区小杉町3-245	044-744-3113	中原区	236,509
	高津 〒213-8570 高津区下作延2-8-1	044-861-3113	高津区	221,720
	宮前 〒216-8570 宮前区宮前平2-20-5	044-856-3252	宮前区	222,488
	多摩 〒214-8570 多摩区登戸1775-1	044-935-3113	多摩区	213,109
	麻生 〒215-8570 麻生区万福寺1-5-1	044-965-5100	麻生区	172,439
横須賀市	〒238-0046 横須賀市西逸見町1-38-11	046-822-4300	横須賀市全域	412,739
相模原市	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-1-1	042-754-1111	相模原市全域	720,111
藤沢市	〒251-0022 藤沢市鵜沼2131-1	0466-50-3592	藤沢市全域	416,832
保健所政令市		5市計	11所	
神奈川県		9所		
合計		20所		





相模原市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行日 平成25年11月

発行 相模原市

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-754-1111(代表)

編集 相模原市健康福祉局保健所

地域保健課・疾病対策課